

市民

◎市民とは

市民は法律上の概念ではなく、使われ方は多義的で、自治基本条例・まちづくり基本条例でもさまざまな意味で使われている。

(参考)住民～住人は地方自治の主体である。地方自治法上、市町村の区域内に住所を有する者(自然人、国籍、法人を問わない)と定義している。

◎切り口(例)

【市民の定義】

・どういう範囲の人にするか。

* 住民、通勤者、通学者、NPO、企業等、市外納税者など

・どういう言葉で表現するか。

【市民の役割・責務・権利】

・自治の主体である市民が自ら考え、決め、そして責任をもって行動するためのルールや、市民の権利についてどのような内容を盛り込むべきか。

【他都市の事例】

(例)函館市自治基本条例(※一部抜粋)

(定義)

第2条この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。

(1) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者

(市民の権利および責務)

第12条市民は、自由かつ平等にまちづくりに参加する権利を有します。

2 市民は、市が保有する情報について知る権利を有します。

3 市民は、まちづくりの主体としての役割を認識し、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとします。

4 市民は、それぞれができる範囲でまちづくりに参加するよう努めるものとします。

5 市民は、まちづくりに参加する際には、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

論点・課題